

#### 【後期第4問】

A銀行はここ20年B社(代表取締役は乙)に融資を続けてきたが、B社の経営状況が大幅に悪化したため、融資を打ち切るかどうかの判断に迫られていた。A銀行の取締役副頭取であり、B社との取引を担当していた甲は乙とC大学在学時、同じゼミに所属した友人であったことから、融資を打ち切ることには慎重な態度を示していた。

平成30年10月6日、甲、乙両者は、C大学在学時に所属したゼミのOB・OG総会にて顔を合わせたところ、甲は乙から「融資を切るのはもう半年だけ待って欲しい。新商品の開発が終わって、追加融資を受け、生産ラインを確保できさえすれば、きっと今までの融資分も返せるから」と頼み込まれた。同時に、「もしもここで融資を打ち切れば確実に今までの融資分は回収できないことになる。そうなったら、甲もAでの立場が危ういだろう。それに今融資を打ち切れば、おれもよく知る君の家族に何かあるかもしれないな。」とも言っていた。その際、乙は融資金を返済できる自信があり、融資を継続させるのに必死だった。

甲は、客観的に見て、融資分を確実に返済できるだけの売り上げを上げる商品ではないことは抽象的には認識していたものの、もしかしたら融資分を回収できるかもしれないと考えたことや、このまま融資分を回収できなかった場合自分の責任問題になりかねないと考えたことから、B社に5000万円を無担保で融資することを決め、株主総会を経ずに同月10日に貸し付けた。

その後、B社は新商品の生産ラインを整え、販売を開始したものの、売り上げは伸びず倒産し、A銀行も融資金を回収することはできなかった。

甲及び乙の罪責を述べよ。

なお、会社法における特別背任は検討しないものとする。

参考判例：最高裁平成10年11月25日第一小法廷決定